

電子決済などデジタル技術における個人情報保護の強化を求める意見書（案）

電子決済サービスを通じて銀行預金が不正に引き出される事件が拡大しています。犯罪を実行した人物はもちろん、悪用を許した電子決済サービス事業者と銀行の責任も重大です。個人情報の保護など安全対策に徹底した検証が求められます。

現在までの被害が最も大きいドコモ口座やゆうちょ銀行は、利用にあたって本人確認の要件が緩かったことが原因とみられ、その他10以上の銀行でも不正な出金が判明しています。事業者と銀行が原因を究明し、被害者に全額補償するのは当然です。

政府は日本のキャッシュレス化が諸外国に比べて遅れているとして急拡大を図ってきました。さらに、銀行や送金サービスなど業態別に分かれている現行金融法制が、非金融機関を含めた新規参入の障害になっているとして規制緩和をすすめようとしています。

また、新内閣はデジタル政策を重点に掲げ、多くの個人情報を有するマイナンバーカードと銀行口座のひも付けが検討されています。

よって、国において、電子決済を含むデジタル技術の活用にあたっては、安全対策を事業者任せにせず政府が指導・監督するとともに、個人情報保護を強化して国民の利益と財産を守る対策を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年 月 日

茨城県議会議員 森田 悦男

【提出先】 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、
衆議院議長、参議院議長